

軽微な工事の範囲一覧（消防法施行令第36条の2:消防設備士でなければ行ってはならない工事に該当するもの）

・軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を**同時**に行う場合も軽微な工事に該当　・軽微な工事であっても、設置届を省略することはできない

No.	消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
1	屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	① 消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能(吐出力、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	① 消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
2	スプリンクラー設備	① ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもの で、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能(吐出力、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ② 補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	① ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ② 補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
3	水噴霧消火設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能(吐出力、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
4	泡消火設備	① ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能(吐出力、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ② 手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
5	二酸化炭素消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	① ヘッド・配管 (選択弁の二次側に限る。) → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ② ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③ 移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド・配管 (選択弁の二次側に限る。) → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ② ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③ 移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④ 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。
6	自動火災報知設備	① 感知器 → 既設と同種類のもの → 10 個以下 ② 発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	① 感知器 → 10 個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ② 発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	① 感知器 → 10 個以下 ② 受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③ 発信機、ベル、表示灯
7	ガス漏れ火災警報設備	① 検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	① 検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
8	避難器具 (金属製避難はしご(固定式のものに限る。)) (救助袋)(緩降機)	該当なし	① ① 本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

消防用設備等の**着工届**は、下記1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、上記一覧表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、着工届を要しないことができる。

- 1 新設: 防火対象物(新築のものを含む。))に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。
- 2 増設: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。
- 3 移設: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。
- 4 取替え: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。
- 5 改造: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。
- 6 補修: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。
- 7 撤去: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。